別　紙　1

工事請負契約書第26条第6項に伴う実施フロー

～請求から契約手続きまでの基本的な流れ～

受注者		寒川町（工事担当課）	備考
請　求	様式1-1、1-2及び添付書類 →	受　領	請求をする場合は、適用の可否や請求予定日（基準日について、事前に監督員に相談すること。
受　領	← 様式2 請求日から7日以内に通知	・基準日の設定 ・スライド額協議開始日の設定	基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。（請求日を基本とします。）
		基準日時点の出来形数量の確認 ↓ 残工事量算出等	工事担当課は、出来形数量の確認を請求日から起算して14日以内に行います。
		スライド額（案）の算出	
受　領	← 様式3-1、3-2	スライド額協議	スライド額協議開始日から起算して14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合は、工事担当課がスライド額を決定し、通知します。）
承　諾	別添承諾書 →	受領（スライド額の決定）	
スライド額に係る契約変更			スライド額が決定したら原則として速やかに契約変更を行います。（契約変更の事務手続きは財政課契約検査担当が行います。）